

12. 認定基準に適合していることの説明

要件	項目	説明
第1号要件 基本方針に適合するものであること。	意義及び目標に関する事項	意義については、「第1章 中心市街地活性化に関する基本的な方針」の「久留米市中心市街地活性化基本計画の基本方針」に記載（P50～54） 目標については、「第3章 中心市街地の活性化の目標」に記載（P66～84）
	認定の手続き	中心市街地活性化協議会を組織し、協議会の意見を盛り込んだ基本計画を策定 「第9章 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」に記載（P129～140） ① 久留米市街なか再生推進本部（平成18年7月24日設置） ② 久留米市中心市街地活性化協議会（平成18年8月30日設立）
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	「第2章 中心市街地の位置及び区域」に記載（P55～57）
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	「第9章 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」に記載（P129～140）
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	「第10章 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置」に関する事項に記載（P141～149）
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	「第11章 その他中心市街地の活性化のために必要な事項」に記載（P150～153）

要件	項目	説明
第2号要件 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること。	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること。	「第4章 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項」から「第8章 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項」に記載 (P87～129)
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること。	「第3章 中心市街地の活性化の目標」に記載 (P66～86)
第3号要件 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること。	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと。	各事業等ごとに掲載した「実施主体」に記載 (P87～129)
	事業の実施スケジュールが明確であること。	各事業等ごとに掲載した「実施時期」に記載 (P87～129)